

処分内容公開書(株式会社あおい運輸)

輸送の安全にかかる行政処分の内容

記載日 2008年4月27日

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項に規定されている、貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置が未実施のため、次の行政処分を受けた。

主たる事務所の位置 名古屋市南区大平9-2

営業所名 本社営業所

営業所の位置 名古屋市南区

処分年月 2008年3月20日 処分内容 20日車 主な違反条項 法第17条第3項

違反行為の概要 従業員に対する指導監督義務が大部分不適切

当該違反点数 2点 累積違反点数 4点

なぜ、上記のような行政処分が下されたのか(原因)

記載日 2008年4月27日

「運輸安全マネジメント」担当である、社長が、10ヶ月前から長期入院をしており、「運輸安全マネジメント」に対する情報が社内に浸透していなかった。また、社長不在のため、専務、常務の経営陣も多忙を極め、「運輸安全マネジメント」について、無知な状態であった。しかし、社長が不在であっても、重要な情報を社内に伝達するしくみが無かったことが真の原因と思われる。

上記、内容に基づき、講じた(講じようとする)措置の内容

記載日 2008年4月27日

「輸送の安全の確保」を目的とした、プロジェクトチーム(経営陣、運行管理者、各部長、課長、主任ドライバー2名)を立ち上げ、月1回ミーティングを開催し、安全に関する情報入手、伝達を行う。

上記、措置を講じた後の改善状況

記載日 2008年9月16日

社内における、情報流通が適切に行われ、「言った」「言わない」や「聞いていない」等の問題が無くなり、他者事故情報や、ヒヤリハット情報を共有でき、事故の削減に効果があると判断できる。

輸送の安全に係る行政処分の事例及び原因

- ・輸送の安全確保命令
- ・運行管理者にかかる規定違反
- ・自動車事故報告規則に基づく届出等にかかる規定違反
- ・過積載の防止にかかる規定違反
- ・点呼にかかる規定違反
- ・運転者に対する指導監督指針違反

等

注意: 上記記載内容は、あくまで使用例であり、内容が正しいとは限りません